



令和6年度富士見町 保育園等入園案内

★目次★

- ① 保育園・保育時間について・・・1
- ② 入園できる児童について・・・2
- ③ 保育を必要とする事由について・・・3
- ④ 保育の必要量について・・・4
- ⑤ 入園申込みの日程について・・・5
- ⑥ 申込みに必要な書類・・・6
- ⑦ 保育料について・・・7
- ⑧ 保育料の納入方法・・・10
- ⑨ その他・・・10



① 保育園・保育時間等について

保育園は、保護者の委託を受けて、保育が必要な児童をお預かりし保育することを目的とする施設です。

★ 通常の保育時間 8：00～16：00です。

保 育 所 等	住 所	電 話 番 号	定 員	平日の 保 育 時 間	土 曜 日 保 育	3歳未満 児入園	一時 保 育
西 山 保 育 園	富士見町富士見 7507番地3	62-4316	110	7:30～ 18:45	富士見 保育園にて	○	○
富 士 見 保 育 園	富士見町富士見 4654番地	62-2422	160	7:30～ 18:45	7:30～ 18:30	○	○
本 郷 保 育 園	富士見町立沢 5116番地2	62-4130	110	7:30～ 18:45	富士見 保育園にて	○	○
落 合 保 育 園	富士見町落合 6203番地	62-2602	25	7:30～ 18:45	富士見 保育園にて	2歳児のみ (混合保育)	○
境 保 育 園	富士見町境 7749番地2	64-2159	60	7:30～ 18:45	富士見 保育園にて	2歳児のみ (混合保育)	○
おうち園かめさん (家庭的保育事業)	子育て支援拠点 AiAi 内にて	62-5505	5	8:15～ 17:30	×	○ (3歳未満 児のみ)	×

※落合保育園は現在非常に少人数となっております。保育士が保育園児ひとりひとりと、より向き合うことができる環境となっておりますので、ぜひご検討ください。



入園できる児童について

保育園に入園できる児童は、「子ども子育て支援新制度」に基づいて、保護者が保育を必要とする事由に該当する、下記の2号・3号認定された児童です。なお、通園できる期間は基準により異なり、入園後に基準を満たさなくなった場合は通園ができなくなります。通園できる期間は保育を必要とする事由（次ページ参照）に該当する期間となります。定員管理に問題がなければ、1号認定児童も入園できます。

【1号認定】満3歳以上・教育標準時間認定（4時間以内）

4月2日に児童が満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合、保育園で特別利用保育を希望される場合

- [主な利用先] 保育園〈特別利用保育に限る〉・（＊認定こども園）・（＊幼稚園）＊は富士見町には該当なし
保育園の定員管理に支障がなければ、お預かりします。保育内容は変わりありません。ただし、8時から12時までの保育となるため、午後も保育を希望する場合は「預かり保育」の申請が必要となります。長時間保育と土曜保育と希望保育はご利用いただけません。

【2号認定】満3歳以上・保育認定

4月2日に児童が満3歳以上で、保育を必要とする事由（次ページ参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合。

- 就労を理由として利用する場合
フルタイム就労を想定した最長11時間保育する「保育標準時間」
パートタイム就労を想定した最長8時間保育する「保育短時間」
- [主な利用先] 保育園・（＊認定こども園） ＊は富士見町に該当施設なし

【3号認定】満3歳未満・保育認定

4月2日に児童が満3歳未満で、「保育を必要とする事由（次ページ参照）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合

- 就労を理由として利用する場合は、
フルタイム就労を想定した最長11時間保育する「保育標準時間」
パートタイム就労を想定した最長8時間保育する「保育短時間」
- [主な利用先] 保育園・家庭的保育事業・（＊認定こども園） ＊は富士見町に該当施設なし

🌸 認定の期間について

3号認定（3歳未満の児童）は、満3歳の誕生日の前日まで、1号・2号認定（3歳以上の児童）は小学校就学期を限度として保育を必要とする事由に応じた期間になります。

🌸 3号認定について

月齢11か月の児童から受け入れができます。受け入れできる人数も限られますので、年度途中での新たな申込みの入園は難しい場合があります。なお、落合保育園・境保育園でも園の状況等により2歳児を混合保育にて受け入れをしています。（満3歳になると2号認定になりますが、保育料やクラスは変わりません）
※近年、3歳未満児の入園希望者が増加していることから、私的契約児の受付は行っておりません。

🌸 障がい児保育について

心身に障がいのある児童も、保育園児と一緒に生活することで、共に育ち合っていくことを願い、受け入れを行っています。入園にあたっては、関係機関で入園の可否や保育の方法等について十分検討しますので、ご相談ください。



3 保育を必要とする事由（次のいずれかに保護者（両親とも）が該当することが必要です）

保育を必要とする事由確認のために、就労区分や事由に応じた書類を提出していただきます。また、同居の親族などが児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

入 園 理 由	具 体 的 な 要 件
就労	1 か月あたり 64 時間以上労働することを常態とし、フルタイムのほか、パートタイム、自営業、居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含み、労働に見合った対価を給与又は報酬として受け取っている場合。 ☆通園できる期間・・・仕事をしている期間。
妊娠・出産等	☆2 号認定の方の通園できる期間・・・ 産前は 2 か月・産後は出産日の翌日から 12 か月の日のある月末まで。 ☆3 号認定の方の通園できる期間・・・ 産前は 2 か月・産後は出産翌月を 1 か月目として 3 か月、双胎以上の場合は 4 か月まで。
保護者の疾病等	☆通園できる期間・・・療養等に必要だと医師が認めた期間。
家族の介護等	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神もしくは身体に障がいのある親族を常時介護している場合。 ☆通園できる期間・・・介護・看護に必要と認められる期間（要診断書・ケアプラン等）
家庭の災害	☆通園できる期間・・・地震・火災・風水害等で災害復旧に必要な期間。
求職中の場合 （通園中に転職された場合など）	☆通園できる期間・・・求職活動開始後最長 3 か月 （入園申込みの際に求職活動で申請される場合は、入園月中に就労開始の方が優先となります。また、3 号認定で就労証明が提出されない場合は退園となります。なお、同一年度中は再び求職活動で認定をとることはできません。）
就学	保護者が専修学校・各種学校等教育施設に在学中であること。職業訓練校で職業訓練を受けていること。（カルチャースクールや趣味の講座は除く） ☆通園できる期間・・・在学中（要証明書）
DV や虐待のおそれがあること	DV や虐待（富士見町要保護児童対策協議会で支援が必要と認められた児童） ☆通園できる期間・・・必要な期間
育児休業取得時にすでに保育を利用していること	育児休業取得時にすでに保育を利用している 2 号認定の児童がいて継続利用が必要であること。（2 号認定の 5 歳児が対象です。3・4 歳児は、出産後 1 年までは妊娠・出産理由とし、その後継続利用の場合は、1 号認定に変更となります。）
その他	町長が認める上記要件に類する状態にある場合。

★保育園の定員に余裕がないときなど、入園できない場合や希望する保育園に入園できない場合もありますのでご承知願います。

★申込書の記載事項に変更が生じた際は必ず届け出をしてください。（認定や料金への反映は翌月以降となります。）



4 保育の必要量について

2号・3号認定を受ける方は、さらに保育の必要量によって「保育標準時間」「保育短時間」に区分されます。

「保育標準時間」・・・フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）で
労働時間が月 120 時間以上

「保育短時間」・・・パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）で
労働時間が月 64 時間以上 120 時間未満

就労時間 64 時間未満	就労時間 月 64 時間～120 時間未満	就労時間 120 時間以上
1号認定	2・3号認定 保育短時間	2・3号認定 保育標準時間

利用のイメージ

利用可能時間は、保育園が開園している時間の範囲での利用となります。（長時間保育を日に合計2時間以上利用することはできません。また、利用時間に応じて長時間保育料が別途発生します。）

利用例	7:30	8:00	12:00	14:00	16:00	16:30	18:30
Aさん 標準時間利用	← 保育標準時間（11時間）利用 →						
Bさん 短時間利用	← 保育短時間（8時間）の利用 →						
Cさん 短時間利用 +長時間保育 1時間	+長時間 保育30分	← 保育短時間（8時間）の利用 →					+長時間 保育30分
Dさん 1号認定 （教育標準時間 4時間）+預かり 保育4時間	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">← 教育標準時間 （4時間）利用 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">+ 預かり保育 4 時間</div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> 1号認定の方は長時間・土曜・希望保育は利用できません。午後の預かり保育は別途申請が必要です。 </div>						



5 入園申込みの日程について

4 月入園までの流れ



例年4月上旬にならし保育と家庭訪問を行っています。詳細は1日入園でお知らせします。



6 申込みに必要な書類（黒ボールペンで記入）

- ① 施設型給付費・地域型保育費等支給認定申請書兼入園申込書：児童1人1枚
- ② 入園申込書附表：児童1人1枚
- ③ 申請者の本人確認のできるもの
- ④ 世帯員全員のマイナンバーカード・通知カードまたは個人番号通知書
- ⑤ 口座振替依頼書（すでに保育料の口座登録をされている方は不要です。）
- ⑥ 保育の必要性を確認する書類（下記図を参照）※1号認定の方は提出不要です
児童の父母、同居している60歳未満の家族（祖父母）も証明が必要です。
- ⑦ 世帯に療育手帳又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる場合は手帳の写し
特別児童扶養手当や障害基礎年金の支給対象者がいる場合には、証書等の写し
（第2・3階層の世帯は料金表の「ひとり親世帯等」に該当となる場合があります。）
- ⑧ 就学前の兄弟姉妹が幼稚園や保育料減免対象施設に在園している場合は、その施設の在園証明書。
※富士見町立保育園在園児の証明は不要です。※認可外保育施設は減免対象外なので証明は不要です。

必要書類 申請区分	就労証明書	就労証明書(申告書)	母子手帳の写し	医師の診断書	罹災証明書	求職活動証明書	在学(在籍)証明書	告書の写しなど	その他(手帳や証書 確定申告書の写しなど)	備考
就労 (社会保険等加入)	○									勤務先に就労証明書を記入してもらい、提出してください。※組織によっては日数を要します。
就労 内職・自営等 (国保加入)		○							○	就労証明書にご自身で正確に記入してください。就労状況が確認できる書類(確定申告書や出来高証明書)を求める場合があります。
就労内定 現時点で就労 していない	○									勤務内定先で証明を発行してもらい提出してください。勤務開始後速やかに勤務先にて就労証明書への証明を受け、提出してください。
妊娠・出産			○							表紙と出産予定日・または出産日がわかるページをコピーしてください。
保護者の疾病等				○					△	医師から診断された治療見込期間が入園期間です。手帳がある方は写しを添付してください。書類は幼児保育係にあります。
家族の介護等				○					△	医師から診断された治療見込期間が入園期間です。手帳・ケアプランがある方は写しを添付してください。
家庭の災害					○					罹災証明書を添付してください。
求職中						○				有効期間は証明日より3カ月間です。有効期間内に就労証明書の証明を受け提出してください。
就学							○			専修学校・各種学校等教育施設に在学している証明書を提出してください。
育児休業	○								△	就労証明書と合わせて、育児休業中であることを証明するものを提出してください。(就労証明書内の記載でも可)
その他										幼児保育係へご相談ください。

※各証明書の発行が提出期限に間に合わない場合は事前にご連絡いただければ対応いたします。



保育料について

保育料は父母、（およびそれ以外の扶養義務者）の市町村民税と児童の年齢により決定します。

※1号認定、2号認定および3号認定第1・2階層の方は幼児教育・保育無償化で、保育料が0円になります。

ただし、主食費・副食費・長時間保育・預かり保育料を利用する場合には保護者のご負担となります。

【1号認定料金表】		1号認定（3歳以上児・保育の必要性のない世帯）				
階層	定義	4時間保育料 (12時まで)	主食費	副食費	預かり保育 (16時まで)	合計
第1	生活保護世帯	0	1,100	0	4,000	5,100
第2	市町村民税非課税世帯	0	1,100	0	4,000	5,100
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0	1,100	0	4,000	5,100
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0	1,100	4,500	4,000	9,600
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0	1,100	4,500	4,000	9,600

【2号認定料金表】		2号認定（3歳以上児・保育を必要とする世帯）					
階層	定義	保育標準時間 最長 11 時間	保育短時間 8:00~16:00	主食費	副食費	保育短時間の方の 長時間保育料金	
						1 時間以内	2 時間以内
第1	生活保護世帯	0	0	1,100	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	1,100	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額 48,600 円 未満(ひとり親世帯等)	0	0	1,100	0	500 (0)	1,000 (0)
第4	1 市町村民税所得割課税額 48,600 円 以上 77,101 円未満かつひとり 親世帯等	0	0	1,100	0	300	600
	2 市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 57,700 円未満	0	0	1,100	0	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 57,700 円以上 77,101 円未満			1,100	4,500		
3 市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,000	2,000	
第5	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第6	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第7	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第8	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000

下記に該当する場合は副食費が免除されます。ただし3号認定は副食費免除の対象外です

年収360万円以上の世帯の第3子以降

1号・2号認定

小学校就学前(年長)から第1子とカウントし、第3子以降が保育園を利用している場合

【3号認定料金表】		3号認定（3歳未満児）			
階層	定義	保育標準時間（最長 11 時間）	保育短時間（8:00～16:00）	保育短時間の方の長時間保育料金	
				1 時間以内	2 時間以内
第 1	生活保護世帯	0	0	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第 3	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	19,000	17,500	500	1,000
	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満かつひとり親世帯等	7,000	7,000	0	0
第 4	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 77,101 円未満である世帯	30,000	27,000	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満	30,000	27,000	1,000	2,000
	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満かつひとり親世帯等	7,000	7,000	300	600
	第 1 子				
	第 2 子以降	0	0	300	600
第 5	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	44,500	40,000	1,500	3,000
第 6	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	61,000	56,500	1,500	3,000
第 7	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	68,900	64,400	1,500	3,000
第 8	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	71,500	67,000	1,500	3,000

※3号認定の副食費・主食費は保育料に含まれています。

※この表において、市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除等）は適用されません。

3号認定の無償化対象とならない世帯の方は下記に該当する場合、保育料が軽減されます。

- ・同時入所（第1子を未就学児からカウント）で第1子は保育料満額・第2子は保育料半額・第3子以降は保育料無料となります。
- ・同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所に入園、あるいは幼稚園、認定こども園、特別支援学校 幼稚部に入園又は児童発達支援センターを利用している場合は同時入園児童として、1人目の児童は表の金額、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ・市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第2子は半額、第3子は保育料が無料となります。この場合の市町村民税所得課税額は保護者の収入（両親がいれば両親）で決定しますが、保護者以外でも、世帯内に別に生計中心者がいると判断される場合は、生計の中心者の収入で判断します。
- ・次に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割課税額の金額が77,101円未満の世帯の方は、第2子は無料となります。
 - (ア)「ひとり親世帯等」配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の世帯。
 - (イ)「在宅障がい児（者）」のいる世帯で次に掲げる児（者）を有する世帯。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児・障害基礎年金等の受給者
 - (ウ)「その他の世帯」困窮していると町長が認めた世帯。

<富士見町多子世帯減免規定>

町独自の減免事業として（第1子・第2子の年齢制限なく）世帯内第3子以降は市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯は保育料無料、市町村民税所得割課税額77,101円以上の世帯は保育料半額まで軽減されます。

※最も軽減率の高い減免のみ適用されます。2つ以上の減免が重複して適用されることはありません。

保育料の算出方法について

年度途中で保育料を切り替えます。



※所得の申告がないと保育料の算定ができません。

長時間保育について

長時間保育を利用できるのは、短時間認定の方に限ります(1号認定の方は利用できません)。

保護者の勤務等の都合により、通常の保育時間内に送迎のできない場合に長時間保育を実施します。

※長時間保育料は、無償化の対象外です。

※利用される場合は、申請書の提出が必要です。

※利用開始と解除には時間を要しますので、1か月前には申請書の提出をお願い致します。

実施日 月曜日～土曜日 7:30～8:00
16:00～18:45
(土曜日のみ 16:00～18:30)

※長時間保育を申し込んである月は
利用しなくても料金がかかります。

土曜保育・希望保育について(1号認定の方以外)

土曜保育は富士見保育園での集中保育にて行います。就労等で利用を希望するご家庭は、各園にてお申し込みください。

また、希望保育として、年間に数日(お盆や年度末など)希望児童のみ受け入れる日があります。利用を希望するご家庭は実施日やお申込み方法について各園とご相談ください。

預かり保育について(1号認定の方)

1号認定の通常保育時間は午前のみとなります。預かり保育(午後の保育)を希望する場合には、申請書を提出してください。(書類は町ホームページから印刷していただくか、幼児保育係、各保育園でお渡します。)

※任意の申請のためこちらから個別に意思確認は行いませんので、利用希望者は必ず入園までに申請してください。

※利用料は料金表をご確認ください。



保育料の納入方法

次のいずれかの方法にて納入してください。できる限り納め忘れのない口座振替をご利用ください。

- ① 口座振替…金融機関口座から引き落とされます。
- ② 直接納入…役場会計室または、金融機関の窓口にて納入してください。

※保育料の口座振替日は、毎月末日です。月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。
毎年12月のみ25日前後に引き落とされます。

【保育関係費の通知について】

- 保育関係費についての通知は、4月中旬と、保育料の切り替えのある9月上旬に通知します。
口座振替をご利用されない方へは、毎月納付書をお届けしますが、口座振替をご利用される方へは毎月の通知はありませんので、保育料決定通知書又は、保育料変更通知書で金額を確認していただき、振替口座が残高不足にならないようご注意ください。
- 短時間認定の方で、長時間保育を利用される方は、長時間保育料がかかります。
- 年度途中での口座振替への変更は必ず幼児保育係に連絡してください。

その他

✿ならし保育について

保育園に初めて入園される場合、ならし保育（児童が保育園や保育士に慣れていくための期間）で短い時間から始めて、一日預かりへと伸ばしていきます。年度途中からの入園を希望される方のならし保育期間は、相談のうえ決定いたします。

【例年、ならし保育期間は4月入園式の翌登園日から数日間となります。】

✿保育園での怪我等について

保育所内や登園・降園時に起きた児童の負傷等に対して共済給付が適用されます。

掛け金は町が全額負担しています。

※独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済（交通事故は対象となりません。）

✿一時保育について

保護者の疾病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の理由により、緊急又は一時的に家庭保育の困難な児童の保育を行います。詳細は子ども課幼児保育係までご相談ください。また、保育園の行事等により、受け入れできない場合もありますので、希望される場合には早めにご相談ください。

・ 保育日数 おおむね週3日（月12日程度）まで利用できます。

・ 保育時間 8時00分～16時00分まで

・ 保育料 （改定される場合があります）

3歳未満児…8時間以内 2,600円 ・ 4時間以内 1,300円

3歳以上児…8時間以内 1,600円 ・ 4時間以内 800円

✿広域入所について

保護者の就労等の理由によりやむを得ない場合は、他市町村の保育園への入園、他市町村からの受け入れ制度があります。ただし、施設のある市町村に住む児童が最優先となるため、受け入れ先の保育園の定員に空きがある場合に限りです。（契約は1年ごとです。）また、市町村によって申込みの時期が異なりますので、希望される場合は施設のある市町村へ必ずご確認ください。

✿「すくすく広場（母子通園施設）」について

ふじみ5歳児すこやか相談や保育園での生活の中で、保護者の方がすくすく広場での活動を希望された児童に対して、静かな環境の中（旧落合小学校の教室）で個々の育ちに合わせた専門スタッフによる指導が受けられます。各保育園へご相談ください。

✿病児・病後児保育について

病気または病気回復期の保育が出来ない期間にある児童を、一時的にお預かりしています。利用には原則、事前の登録と医師の診察が必要となりますので、幼児保育係又は富士見高原病院（Tel0266 - 62 - 3030）までお問い合わせください。

✿家庭的保育事業について

令和4年4月から、町内において家庭的保育事業が開始されました。家庭的保育事業は、児童福祉法に基づき、町の認可を受けた事業者が3歳未満児の保育を行う公的な事業です。

町が子育て支援拠点「子育てひろば AiAi」を運営委託しているNPO法人「たくさんの手」が運営しています。町立保育園の入園と一緒に入園調整を行いますので、ご承知おきください。また、事前に見学等を希望される方は、施設へ直接ご相談ください。

✿認可外保育施設等の町内保育施設について

富士見高原病院の「すずらん保育園」・NPO法人ふじみ子育てネットワークの野外保育「森のいえ ぼっち」があります。入園を希望される方は各施設へお申し込みください。

☆すずらん保育園の減免・差額負担事業について

・多子世帯減免

児童が2人以上同時に入所している又は世帯内第3子である場合に補助を受けられます。

・差額負担事業

すずらん保育園の保育料と町立保育園の保育料を比べて、すずらん保育園の保育料が高い場合、差額を負担する事業があります。

☆森のいえ ぼっちの減免について

・多子世帯減免

第3子以降は、月額6,000円を上限としての補助があります。

※詳しくは幼児保育係又は対象施設にお問い合わせください。

※上記事業の対象となるためには次の条件全てに該当している必要があります。

- ・児童と保護者が富士見町に居住している（住民票がある）。
- ・該当の施設を週4日以上利用している。
- ・3歳未満児の場合においては、「保育の必要性の認定」を受けることができる。

✿新制度に移行していない施設等への新規入所を検討している方へ

新制度へ移行していない教育施設の利用を希望する場合にも、無償化の対象となるためには、申請書を提出し認定を受ける必要があります。申請書類等、詳しくは子ども課幼児保育係までお問い合わせください。

参考 町内・近隣市町村の該当施設：森のいえ ぼっち（富士見町）、こひつじ幼稚園（原村）
牧場ようちえん ぼっこ（茅野市）

✿富士見町家庭子育て支援補助金について

3歳未満の第2子以降の児童を家庭において家族が子育てする家庭に対し補助金支給するものです。

＜第2子＞月1万円 ＜第3子＞月2万円

※すでに受給を受けている方は入園にあわせて受給資格が喪失しますのであらかじめご了承ください。



お申込みの際の注意点 以下をご確認ください

入園申込書を記入し、添付資料を添えて、保育園（途中入園の場合は、役場子ども課幼児保育係でも可）に提出してください。

なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。（黒ボールペンで記入してください。）※就労状況証明書は共用可能。

令和5年1月1日以降に富士見町へ転入した方については申込みの際に令和5年1月1日に住民票があった市町村（申込時点で未転入の方は転入予定日）を確認させていただく必要があります。※課税対象市町村がマイナンバーを使った情報連携に対応していない場合は令和5年度と令和6年度の所得・課税・扶養証明書の提出が必要です。

申し込むクラスをご確認ください

クラス	生年月日	保育を必要とする期間(4月～就学まで利用する場合)
0歳児	令和5年4月2日～	令和6年4月1日～令和12年3月31日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和6年4月1日～令和11年3月31日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和6年4月1日～令和10年3月31日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和6年4月1日～令和9年3月31日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和6年4月1日～令和8年3月31日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和6年4月1日～令和7年3月31日

★保育園に関するご連絡は、各保育園又は子ども課幼児保育係までお願いします。

※子ども子育て支援支給認定証は、申し出があった場合のみ交付します。支給認定証が必要な方は、申し出てください。

★年度途中で入園、退園、その他利用変更をされる方へ

※事務手続きの都合上、1か月前までには書類を提出するようご協力ください。ただし、緊急性がある場合などは子ども課幼児保育係へご相談ください。

★現況届について

※保育園をご利用の方は年1回（1月ごろ予定）現況届を提出していただく必要があります。この現況届は翌年度の継続意向確認に加えて、保育を必要とする理由や状況に引き続き該当しているかの確認を兼ねています。

〒399-0292

長野県 諏訪郡 富士見町 落合 10777

富士見町役場 子ども課 幼児保育係

TEL 0266-62-9237（係直通）